書面掲示事項等

保険医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面掲示することとされている事項について掲載しています。

有限会社山本薬局をご利用の皆様へ

後発品の調剤を積極的に行っております。

健康に関するご相談もお受けしておりますので、

薬局スタッフまでお気軽にお申し付けください。

取り扱いのある医療保険及び公費負担医療について

・健康保険法に基づく保険薬局としての指定

・生活保護法に基づく指定

・原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

・労働者災害補償保険法に基づく指定

・児童福祉法に基づく指定

・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

患者様への情報提供を積極的に推進する観点から、領収書発行の際に個別の

調剤報酬算定項目のわかる明細書を無料で発行します。公費等により自己負担金がない

患者様にもお渡ししております。希望されない患者様は受付へその旨をお申し出ください。

療養給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する掲示義務等

・薬剤の容器代については原則として頂いておりません。

・患家へ調剤した医薬品の持参料については患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料は

原則として頂いておりません。

・希望に基づく甘味剤等の添加については（治療上の必要性がなく、問題がない場合）、

原則として料金は頂いておりません。

・希望に基づく一包化（※服用時点ごとにまとめてパックする事）については

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）、医師の指示があった場合に限り

規定の調剤報酬点数表に従い、算定後、徴収いたします。

調剤基本料について

調剤基本料 1 を算定しております。

よって、お薬手帳を持参された方（原則過去 3 月内に処方せんを持参した患者様に限る）には、

服薬管理指導料が 45 点となります。

しかし、過去 3 月内に処方せんを持参のなかった患者様及び、初めて来局される患者様、手帳を

持参していない患者様は　服薬管理指導料が 59 点となりますので、ご了承ください。

調剤管理料について

患者様やご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の

情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び

評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っております。

必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

服薬管理指導料について

患者様ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、

相互作用、 薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の

服用に関し、基本的な説明を行っております。

薬剤服用歴等を参照しつつ、患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化、残薬の状況等の

情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っております。

薬剤交付後においても、当該患者様の服薬状況、服薬期間中の体調の変化等について、継続的な

確認のため必要に応じて指導等を実施しています。

後発医薬品調剤体制加算について

後発医薬品の使用数量の割合が

90％以上の店舗につきましては後発医薬品調剤体制加算 3（30 点）を

85％以上の店舗につきましては後発医薬品調剤体制加算 2（28 点）を

処方箋受付 1 回につき算定しております。ご了承ください。

夜間・休日等加算について

下記時間に夜間・休日等加算を処方箋受付 1 回につき

40 点加算しています。ご了承下さい。

平日の 19：00 以降、土曜の 13：00 以降

地域支援体制加算について

有限会社山本薬局は以下の基準に適合する薬局です。

- 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- 集中率 85％以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 50％以上
- 当薬局で取り扱う医薬品の情報提供に関する体制
- 診療所・病院・訪問看護ステーションと連携体制
- 保健医療・福祉サービス担当者との連携体制
- 在宅患者様に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年 24 回以上）
- 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等
- 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出

・ 管理薬剤師の実務経験

（薬局勤務経験 5 年以上、同一の保険薬局に週 32 時間以上勤務かつ 1 年以上在籍）

・ 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）

・ 患者様のプライバシーに配慮したえ服薬指導を実施する体制

・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48 薬効群）・緊急避妊薬の備蓄

・ 健康相談・健康教室の取り組み

・ 地域内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止

在宅薬学総合体制加算 1 について

有限会社山本薬局は患者様のご自宅等を訪問し、薬剤の管理・服薬指導を行う「在宅患者訪問薬剤管理指導料」の届出を行っている薬局であり、以下の基準に適合しております。

・ 在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出

・ 緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制

（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知

・ 在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講

・ 医療材料・衛生材料の供給体制

・ 麻薬小売業者免許の取得

・ 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）

連携強化加算について

有限会社山本薬局は以下の基準に適合する薬局です。

・ 第二種指定医療機関の指定

・ 新興感染症や災害の発生時における体制の整備及び周知

・ 新興感染症や災害の発生時における手順書の作成及び職員との共有

・ 災害の被災状況に応じた研修、または地域の協議会が主催する研修または訓練等への参加計画・実施

・ オンライン服薬指導の整備・セキュリティー全般に対する対応

・ 要指導医薬品・一般用医薬品の販売

かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料について

有限会社山本薬局には以下の基準を満たすかかりつけ薬剤師が在籍しています。

・ 保険薬剤師の経験 3 年以上

・ 週 32 時間以上の勤務

・ 当薬局へ 1 年以上の在籍

・ 研修認定薬剤師の取得

・ 医療に係る地域活動の取組への参画

患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、

複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の

情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

医療情報取得加算について

オンライン資格確認等システムの運用を開始しているため、

医療情報取得加算を算定しております。あらかじめご了承ください。

医療 DX 推進体制整備加算について

下記事項を行っているため、医療 DX 推進体制整備加算を算定しています

・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報、薬剤情報等を取得し、

調剤、服薬指導を行う際に当該情報を閲覧し、活用しています。

・マイナ保険証カードの健康保険証利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い

医療を提供できるように取り組んでいます。

・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取組を

実施しています。

＊上記算定状況については店舗によって異なる場合がございます。

詳細は各店舗へお問い合わせください。

山本薬局グループ
Ymamoto Pharmacy Group